は扱うつしか





〒124 - 8555 立石 5 - 13 - 1 ☎ 03 - 3695 - 1111 毎月5 · 15 · 25 日発行

葛飾区は持続可能な開発目標 (SDGs)を支援しています。



**** 葛飾区で投票できる方

平成16年7月11日までに生まれた日本国民で、令和4年3月21日までに 葛飾区に転入の届け出をし、選挙人名簿に登録されている方

字が書けない方や身体に障害のある方は、代理・点字投票ができます。 投票所の係員にお申し出ください。

徐 住所を変更した方

住所変更の種類	条件など	投票の可否など
葛飾区に 転入した場合	令和4年3月22日以降に 転入の届け出をした	前住所地で投票できる場合が あります。前住所地の選挙管 理委員会事務局へお問い合わ せください。
葛飾区から 転出した場合	▶令和4年3月22日以降 に転出先に転入の届け出 をした ▶葛飾区の選挙人名簿に 登録されている	左の条件全てに該当する方は、 葛飾区で投票できます。
葛飾区内で 住所を移した 場合	令和 4 年 6 月10日までに 転居の届け出をした	転居 後 の投票所で投票してく ださい。
	令和4年6月11日以降に 転居の届け出をした	転居 前 の投票所で投票してく ださい。

**** 不在者投票ができます

次のいずれかに該当する方は、葛飾区の投票所以外で投票できます。

- ①出張などで区外に滞在中の方 ②都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院、入所中の方
- ③一定等級の身体障害者手帳をお持ちの方や介護保険で「要介護5」の認定を受けている方(事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要です)
- ※③に該当する方は、7月6日(水午後5時(必着)までに投票用紙などの請求をお願いします。

投票用紙の請求方法など、詳しくは区ホームページをご覧いただくか、 お問い合わせください。

🌃 期日前投票ができます

仕事・旅行・病気などで**7月10日**(日)に投票所へ行けない方は、期日前投票をすることができます。また、7月11日までに18歳になる方で、期日前投票を行う日に17歳の方は、期日前(不在者)投票所で不在者投票ができます。

【持参するもの】

「選挙のお知らせ」裏面の「期日前 (不在者) 投票宣誓書 (兼請求書)」 区ホームページから取り出せる他、期日前 (不在者) 投票所にも備えてあります。

期日前(不在者)投票所

【時間】 午前8時30分~午後8時(イトーヨーカドー四つ木店を除く)

期間	会 場	
6/23(本)~7/9(土)	区役所 1 階正面玄関 (立石 5 - 13 - 1)	
7/3(日)~9(出)	堀切地区センター (堀切 3 - 8 - 5)	
	亀有地区センター(亀有 3 - 26 - 1 リリオ館 7 階)	
	新小岩北地区センター (東新小岩 6 - 21 - 1)	
	高砂地区センター (高砂 3 - 1 - 39)	
	金町地区センター (東金町 1 - 22 - 1)	
	西水元地区センター (西水元 5 - 3 - 1 - 101)	
	イトーヨーカドー四つ木店 2 階 (四つ木 2 - 21 - 1) ▶ 7/3 回・8 蛍・9 出午前 9 時~午後 8 時 ▶ 7/4 月~7 米午前10時~午後 8 時	

※期日前投票は、お住まいの地域にかかわらず、どの会場でも投票できます。

新型コロナウイルスに感染し、自宅などで療養している方について

自宅等療養期間が、<u>6月23日(木)~7月10日(日)</u>に重なる方は、郵便で投票ができます。

【請求方法】 7月6日 水午後5時(必着)までに郵送か代理人による持参 【必要書類】 ▶投票用紙等請求書(区ホームページから取り出せます)

就業制限通知の原本(保健所より希望者に郵送されます)

【提出先】〒124-8555

葛飾区役所選挙管理委員会事務局(区役所 4 階434番)

♪選挙公報や開票の参観については2面をご覧ください。